

第4号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

学校の働き方改革

文科省事務次官通知と学校現場



第20回中教審「働き方改革特別部会」(2018年12月6日)

子どもも教育はぐらぐらわらう

また、現場から発せられる切実な声に一定程度応えざるを得なくなった側面もあります。残念ながら、国が打ち出した施策は、財政措置を伴う教職員増などには手を触れず、専ら現場サイドの改善努力と意識改革を強調するものとなっていますが、それでも「通知」は、学校現場を覆う様々な問題に対する見直しと取り組みを問うものとなっています。

「通知」は、「働き方改革の目的」として「教師の厳しい勤務の実態を踏まえ、日々の生活の質や教職人生を豊かにすること・子供たちに対して効果的な教育活動を行うこと」と述べます。これまでの「すべては子どものために」を免罪符とした、際限のない長時間労働が見直され、「子どものための教育」にふさわしい働き方というふうな方向が変わったことを意味します。

その上で「通知」は「勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進」を掲げます。勤務時間管理について「自己申告方式ではなく、客観的に把握し」、「適正な勤務時間の設定」として具体策を提示します。部活動や諸会議等について「教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと」、「超勤4項目」以外の業務で時間外に命じざるを得ない場合は「正規の勤務時間の割振り」を適正に行う措置を講ずること」などが列記されます。

「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」では、各教育委員会が「これまで以上に本気で取り組むこと」と強調し、調査、部活動、学校行事、研修などについて具体策を並べます(左掲別表)。例えば、夏季休業中の業務としての研修の見直しでまじった休暇を取りやすい環境づくりや配慮することや、内容的な研究意欲に裏付けられないまま形式的に続けられる研究指定としての業務の大胆な削減などが盛り込まれています。

こうした取組は、人員不足と管理統制に覆われる学校現場から見れば、いかにも対処療法的に映るかもしれませんが、その一方で現場の実態を踏まえた議論の出発点ともなり得ます。「通知」でも「教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にすることを、特に記述していません。また、教育課程の編成・実施にも言及、教師の負担増に直結する「体制を整えないままの標準授業時数を大きく上回る実施は、行うべきでない」と釘を刺し、「災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により(計画された)授業時数を下回ったことをもって規則に反するものではない」と取り立てて記述していません。現場の要求を引き続き上げていくことが重要です。

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」抜粋

- 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進 (略)
- 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
 - 基本的な考え方 (略)
 - 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策 (①②④⑤⑥⑦⑧略)
 - (前文、ア 地域ボランティアとの連携調整、エ 給食時の対応、カ 進路指導は略)
 - 調査・統計等への回答等
教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。
 - 部活動
……採用や人事配置等においては、質の高い授業を行う能力や生徒指導に関する知見や経験等を評価し、教師の部活動の指導力は飽くまでその付随的なものとして位置づけるよう留意すること。
 - 学校行事等の準備・運営
カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。
 - ……教育委員会において、正規の勤務時間や人的配置等を踏まえ、教職員の業務量について俯瞰し、学校に対して新たな業務を付加する場合には積極的に調整を図る体制を構築すること。
 - 教師の研修については、……重複した内容の研修の整理・精選を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。また、(夏季休業期間中の業務としての研修について)実施時期の調整など工夫することにより、教職員がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮すること。
 - 教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、その必要性について精査・精選するとともに、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しなど、教師の負担面にも配慮すること。
- 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策 (取組支援項目を抜粋)
 - ・教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にしながら、管理職は校内の業務の在り方の適正化を図ることができるような学校現場の雰囲気づくりに取り組むこと。
 - ・…学校としての伝統だからとして続けているが、児童生徒等の学びや健全な発達の見直しからは必ずしも適切とは言えない業務又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(例えば、夏休み期間中の高温時のプール指導や、試合やコンクールに向けた勝利至上主義の下で早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、内容的な研究意欲がないにもかかわらず形式的に続けられる研究指定校としての業務、地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した運動会等の過剰な準備、本来家庭が担うべき休日の地域行事への参加の取りまとめや引率等)を大胆に削減すること。
- 学校が作成する計画等の見直し (①②略)
- 教育委員会において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、その計画の必要性も含め、整理・合理化していくとともに、……各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内での対応を基本とすること。
- 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない。仮に標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教師の時間外勤務の増加につながらないようにすることとし、教育課程の編成・実施に当たっても教師の働き方改革に十分配慮するよう各学校を指導すること。
なお、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回ったことをもって学校教育法施行規則に反するとされるものではないこと。
- 学校の組織運営体制の在り方 (略)
- 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等 (略)

「通知」は、「働き方改革の目的」として「教師の厳しい勤務の実態を踏まえ、日々の生活の質や教職人生を豊かにすること・子供たちに対して効果的な教育活動を行うこと」と述べます。これまでの「すべては子どものために」を免罪符とした、際限のない長時間労働が見直され、「子どものための教育」にふさわしい働き方というふうな方向が変わったことを意味します。

こうした取組は、人員不足と管理統制に覆われる学校現場から見れば、いかにも対処療法的に映るかもしれませんが、その一方で現場の実態を踏まえた議論の出発点ともなり得ます。「通知」でも「教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にすることを、特に記述していません。また、教育課程の編成・実施にも言及、教師の負担増に直結する「体制を整えないままの標準授業時数を大きく上回る実施は、行うべきでない」と釘を刺し、「災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により(計画された)授業時数を下回ったことをもって規則に反するものではない」と取り立てて記述していません。現場の要求を引き続き上げていくことが重要です。

現場に「強要」される不条理な実態への注意喚起もとれます。「通知」を受けて道教委は、「通知」の見直しを行いました。従前の「週60時間超ゼロ」の「目標」を「時間外勤務月45時間・年360時間内」に変更し、「目標」を「努力目標」に変えます。前述の不測事態による授業時数確保に係る「通知」の文言に対応する記述は見当りません。見直し案は7月に確定する見通しです。(詳しくは裏面に掲載)

実行委員会記者会見 4月25日文科省



長時間労働をなくすため、せんせいをふやそう

「せんせいふやそう」キャンペーン

15,904

全日本教職員組合(全教)や民主教育研究所、全教弁護団らが呼びかけた実行委員会提起のネット署名「せんせいふやそう」キャンペーンの第一次集約が6月21日に公表されました。賛同者は1万5904人になりました。

ここで「せんせい」とは学校で働くすべての人たちのことです。教職員を増員することは今や待ったなしの課題です。学校の働き方改革を審議してきた中央教育審議会の特別部会でも、教職員配置の拡充や授業持ち時数の制限などが抜本的改革につながるとの意見が多数の委員から出されていました。残念ながら予算措置を必要とする方策は困難として「答申」には盛り込まれませんでした。今の学校現場における教職員の多忙を解消し、より良い教育を実現するには、現実的に教職員を増やす以外にありません。

教職員定数増はじめ抜本的改善を求める世論を大きく広げるために、引き続きキャンペーンへのご協力を訴えます。

7月25日を目途に第2次を集約、人事院勧告前の要求署名と一緒に提出する予定。最終集約は8月末日です。

道教委

「アクション・プラン」見直し 時間外勤務月45時間内を「努力目標」

道教委は5月30日、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」の見直し案を働き方改革推進会議(時間外勤務縮減推進会議を改称)に示しました。2020年度までのとりくみ期間はそのままで、目標が変更され、具体的な取組を示す各アクションに7項目が新設されました。見直し案は、道議会での議論などを経て、7月開催の教育委員会議で決定されます。週当たりの勤務時間が60時間超の教員を全校種でゼロにするとして、現行の「当面の目標」を「努力目標」という文言に変更、内容も「時

「ゼロにする」という言葉も消えました。教職員の長時間労働を解消しようとする決意が薄らぎ、現行のアクション・プランから大きく後退した印象です。教育課程の編成・実施をめくり、見直し案は文科省事務次官通知を踏まえ「標

現行	見直し案
当面の目標を次のとおり設定し、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする。	次の通り努力目標を設定し、「教員の在校時間から(定例で定める勤務時間等を減じた)時間を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。」

間外勤務月45時間・年360時間以内とする」に変わりました。(左表)

準」を大きく上回った計画にならないよう指導・助言することを掲げますが、「不測の事態」により標準を下回った場合でも規則に反するものではないとの記述がありません。会議でも質問が相次ぎましたが、道教委は「標準時数を下回った場合、回復の努力をしてもらうことはこれまでと変わらない」「様々な教育課程上の工夫で回復措置を」との説明を繰り返すばかりでした。具体的な新設アクションの中には一定の効果が期待できるものもありますが、抜本的な解決にはなりません。「持ち帰り仕事が増えるのでは。不安がぬぐえない。現場の実態をリアルに受け止めてほしい」などといった声が寄せられています。

「ぬぐえない不安、現場実態を受け止めてほしい」

あなたも、ぜひ賛同者に

「せんせい ふやそう」の声を全道各地で大きく広げよう!

ネット署名に change.org ご賛同を!

スマホのバーコードリーダーをかざすと署名の画面につながります。

うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。

総合共済

月々 600円

さらに退職時には掛金が全額戻ります!

- 結婚祝金に10,000円
- 出産祝金で5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ

第25回参議院通常選挙

公民権の行使 公民教育の範

投票に行こう

日本国憲法施行の下に始まった参議院選挙は、25回目となる通常選挙が7月4日公示21日投票で行われます。選挙権が18歳以上に引き下げられて3度目の国政選挙となります。国民の生活と社会の針路を大きく左右する大事な選挙であることは論を待ちませんが、何よりも主権者としての公民権の行使がしっかりと保障され、実行されることが第一義的に望まれます。実家を離れる学生などの選挙が認められない実態も問題になり、改善策が探られています。投票率の低さも検証と改善が必要です。まずは私たち自身が公民権を積極的に行使することが求められますが、多忙な日々にあつてままたまらない方もいるかもしれません。期日前投票など条件改善も図られています。また、教職員には「選挙その他公民としての権利を行使するための休暇」も認められています。その背景には、権利保障の他に公務教職員として「公民教育の範」を示すことへの社会からの期待もありません。投票権を行使していきましょう。

最初に

選挙区選挙は候補者名で投票します

次に

比例代表選挙は政党名または候補者名で投票します

期日前投票

仕事や行楽などで選挙当日に投票できない場合、投票することができます。

各市区町村の「期日前投票所」において、午前8時30分から午後8時までです。郵送された「投票所入場整理券」を持参するか、所定の書類に必要事項を記入すれば、簡単に投票できます。